

高浜市定員適正化計画 概要版

(計画期間:令和7年4月2日～令和12年4月1日)



令和7年3月

高 浜 市

1 はじめに

しかし、地方の財政状況は依然として厳しい状況にあり、人口減少や超高齢化社会の進展により、今後これまで以上に厳しい行財政経営を強いられることは明白であるとともに、DXの推進、世界規模の感染症や自然災害の発生など市を取り巻く環境が目まぐるしく変化していく中で職員に求められる役割は複雑化、多様化し業務量は増大しています。さらに、現在本市が取り組んでいる公共施設の再配置を計画に基づき円滑に進めていくためには、技術職など必要な職員の増員についても引き続き考えていかなければなりません。

また、平成31年4月から導入された時間外勤務時間数の上限規制をはじめとした働き方改革、令和2年4月から導入された会計年度任用職員制度、令和6年度より始まった定年延長制度、令和7年4月より段階的に施行される育児・介護休業法の改正など、人事管理に関する制度等がここ数年で大きく変わろうとしています。

定年延長制度においては、定年が段階的に65歳まで引き上げられることにより、令和13年度までの引上げ期間の退職者が減少するため、職員の年齢構成に歪みが生じる恐れがあります。育児・介護休業法の改正においては、仕事と育児・介護の両立を目指し、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための整備を進めていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、今後も組織の再編、業務の見直し等の取り組みを推進し、効率的で持続可能な体制への転換を図るとともに、職員のワークライフバランスや、多様で柔軟な働き方を推進していくため、さらなる定員を確保するための新たな計画を策定するものです。

2 これまでの定員管理の状況（直近5年分）

単位：人

区 分		令和3年 4月2日	令和4年 4月1日	令和5年 4月1日	令和6年 4月1日	令和7年 4月1日
計画	定数	284	283	282	281	280
	増減		△1	△1	△1	△1
実績	定数	285	280	282	281	280
	増減	+8	△5	+2	△1	△1
計画と実績 との差異		+1	△3	0	0	0

3 現状の分析と基本的な考え方

- (1) 専門職採用の強化
- (2) 公共施設の再配置への対応
- (3) 障がい者雇用の促進
- (4) 時間外勤務の縮減などの働き方改革への対応
- (5) 職員の子育てしやすい環境整備の構築
- (6) 再任用職員の活用
- (7) 会計年度任用職員制度の活用
- (8) 定年延長

4 定員適正化の方針

地方分権による国・県からの権限移譲や公共施設の再配置の推進などにより市の業務量が増加している状況、DX推進、職員の働き方改革の推進などを踏まえた場合、職員の増員は必要と考えますが、過剰な職員の増員は避けなければなりません。

そこで、必要最小限の職員で最大限のサービス提供を進めることを前提にしながらも、人材確保の面からの前倒し採用による一時的な職員の増員についても考慮するため、次の項目を基本的な方針として定員の適正化を図ります。

- ① 新卒者の全国的な減少を見据えた前倒し採用の実施
- ② 業務改善の手法を取り入れ、事務の効率化を図る
- ③ 業務のアウトソーシング等により行政のスリム化を図る
- ④ 部への配属・グループ制のメリットを活かした応援・協力体制の強化を図る
- ⑤ DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
- ⑥ 定年延長職員が活躍できる効果的な人材配置。
- ⑦ 再任用職員及び会計年度任用職員の有効活用
- ⑧ 障がい者専門職の積極的な採用

5 定員適正化計画の内容

定員管理の適正化については、今後、専門職の確保が困難になることを踏まえ前倒しで採用を進めるため、令和8年4月1日の計画職員数を288名とし、今後の5年間については、段階的な定年年齢の引上げに伴う退職人数の変動に対応し、組織全体の年齢構成の平準化等を図るため、定年退職者が発生しない年においても計画的な採用を実施します。計画の達成に努めるとともに、定員適正化計画の進捗管理に合わせ、事務執行のため必要とされる職員定数の見直しを図ってまいります。